

仕 様 書

1. 件 名 盛岡地方気象台自動扉設備点検
2. 設置場所 盛岡市山王町7-60 盛岡地方気象台
3. 期 間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
4. 対象機器 M-440SR 引分 2台
5. 監 督 発注者が任命する監督職員により、監督を行う。
6. 検 査 発注者が任命する検査職員により検査を実施する。
7. 検査の時期 給付の終了した旨の通知を受けた日から10日以内。
8. 特 記 (1) 設備の保守
自動扉設備の点検を行い、異常を発見した場合は速やかに正常に復帰させること。
(2) 点検実施時期
定期点検は6月・10月・2月の年3回とする。
(3) 故障時の処理
事故及び障害発生連絡を受けた場合速やかに来庁し、点検整備又は復旧を行うものとする。(平日8時30分～17時とする)
尚、その費用は受注者の負担とする。
但し、誠実な保守をもって防ぎ得なかったものと認めたものについてはこの限りではない。
(4) 点検保守用工具・取替部品
点検保守用工具・軽微な消耗部品類及び吊車、ベルト、プーリは受注者の負担とし、その他の取替部品費は発注者の負担とする。
(5) 点検保守は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」(最新版)及び関係諸法規のほか自動扉装置としての機能を維持するための必要な全ての項目について実施すること。
9. 代金支払等 1回払
検査終了後、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
10. そ の 他 (1) その他、仕様に明記のないもので当然必要なものは受注者にて行い、疑義を生じた場合は監督職員と協議のうえその指示による。
(2) 作業にあたっては、事前に実施日時について監督職員の承認を得ること。
(3) 契約締結後速やかに年間実施予定日を報告すること。
(4) 作業終了後、速やかに報告書1部を監督職員に提出すること。